

# 私立認可保育所における指導検査の概要

## 1. 指導検査の根拠

### ①児童福祉法（認可制度）に基づく指導検査

認可保育所に対する指導検査は、児童福祉法第46条を根拠として、同法第45条第1項の規定により定められた基準等（※）が適正に実施されているかどうか等を個別的に明らかにし、必要な助言・指導、勧告又は是正の措置を講ずることなどにより、保育所の適正な運営及びサービスの質の確保等を図ることを目的として実施しています。

従来東京都が実施していましたが、令和5年2月1日付で豊島区が児童相談所設置市へ移行し、指導検査等にかかる法的権限が東京都から移管されたことに伴い、現在は区が実施しています。

基準等（※） 豊島区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

豊島区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則

豊島区民間保育所設置認可等事務取扱要綱 等

### ②子ども・子育て支援法（確認制度）に基づく指導検査

子ども・子育て支援法の施行（平成27年4月）に伴い、認可保育所が施設型給付費（委託費）を受ける場合には、区から「特定教育・保育施設」としての確認を受けます。区は、同法第14条に基づき、「豊島区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」で定めた基準等の実施状況等について、指導検査を実施します。

	児童福祉法	子ども・子育て支援法
設置者が遵守すべき基準	■児童福祉施設（保育所）の認可 【児童福祉法第45条第1項】 <div style="border: 1px solid green; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">認可基準</div>	■施設型給付費（特定教育・保育施設）の確認 【子ども・子育て支援法第34条第1項第3号、第2項】 <div style="border: 1px solid green; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">運営基準</div>
指導監督	【児童福祉法第46条第1項】 児童福祉法第45条第1項の基準を維持するため、 ・報告の徴取 ・関係者への質問 ・施設への立入検査	【子ども・子育て支援法第14条第1項、第38条第1項】 子ども・子育て支援法の施行に必要な限度において、 ・報告、帳簿書類その他物件の提出・提示 ・設置者、職員等の出頭 ・関係者への質問 ・施設、事務所、関係場所への立入検査
勧告命令 取消等	【児童福祉法第46条第3項、第4項】 ・施設の設備又は運営が認可基準に達しないとき →改善勧告、改善命令、事業停止命令 【児童福祉法第58条第1項】 ・児童福祉法、命令、処分に違反したとき →認可の取消	【子ども・子育て支援法第39条第1項、第3項、第4項】 ・運営基準に従って適正な運営をしていない場合 →改善勧告、公表、改善命令 【子ども・子育て支援法第40条第1項】 ・認可、運営基準に従った運営ができなくなった場合 ・施設型給付費の不正請求があった場合 等 →確認の取消し、確認の全部又は一部の効力停止

【参考】指導検査の根拠法令等

児童福祉法

第46条 都道府県知事は、第45条第1項及び前条第1項の基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2～4 <略>

子ども・子育て支援法

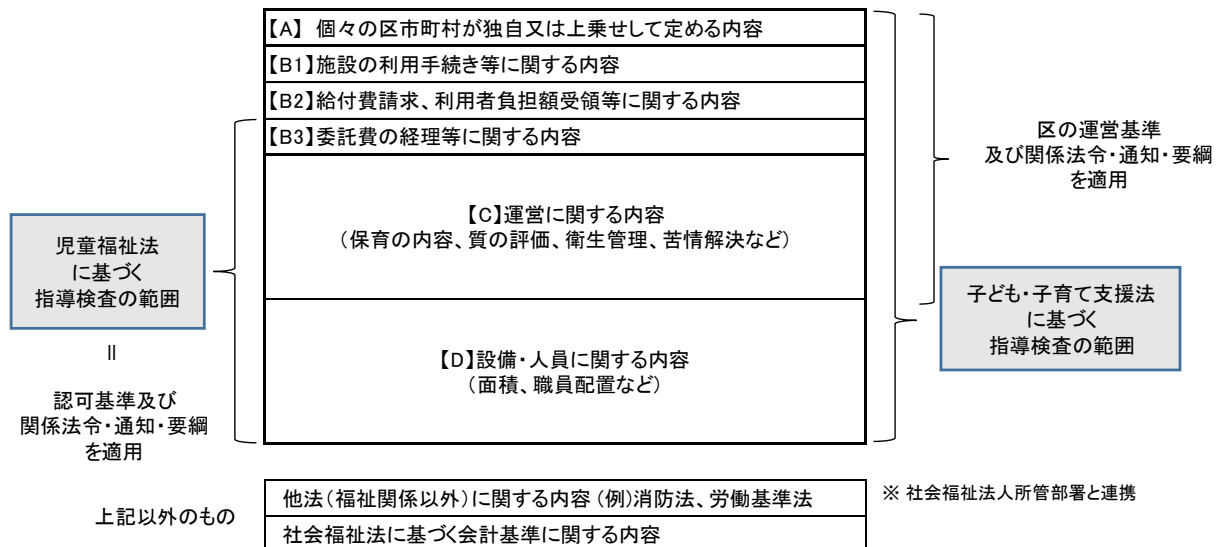
第14条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を行う者若しくはこれを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該教育・保育を行う施設若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2、3 <略>

第38条 市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、特定教育・保育施設若しくは特定教育・保育施設の設置者若しくは特定教育・保育施設の設置者であった者若しくは特定教育・保育施設の職員であった者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、特定教育・保育施設の設置者若しくは特定教育・保育施設の職員若しくは特定教育・保育施設の設置者であった者等に対し出頭を求め、又は当該市町村の職員に、関係者に対して質問させ、若しくは特定教育・保育施設、特定教育・保育施設の設置者の事務所その他特定教育・保育施設の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 <略>

▼児童福祉法、子ども・子育て支援法に基づく指導検査の範囲



## 2. 一般指導検査の形態

保育課単独で行う指導検査、福祉総務課と合同で行う指導検査のどちらかで実施します。

### (1) 保育課単独で行う指導検査

#### ①検査内容

施設の運営管理全般、設備の状況等、職員の配置及び勤務条件、保育の内容、経理状況を把握するため、運営管理、保育内容、会計経理の3分野に分けて、児童福祉法及び子ども・子育て支援法やその他関係法令等の適合状況等について確認します。

#### ②検査体制

1 検査班当たりの検査員は、原則として2名以上です。なお、施設の状況により適宜体制を再編し、専門員等を加えて実施をします。

#### ③検査対象

令和7年4月1日時点で開設している私立認可保育所

### (2) 社会福祉法人監査と合同で行う指導検査(福祉総務課・保育課)

#### ①検査内容

福祉総務課が法人運営及び会計経理について監査を行い、保育課が保育所の運営、保育内容及び会計について検査を行います。保育所運営分野においては、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に共通する検査項目と併せて、子ども・子育て支援法独自の検査項目である施設型給付費(委託費)・補助金の支給要件等を確認します。

#### ②検査体制

福祉総務課…職員3名(会計年度任用職員含む)

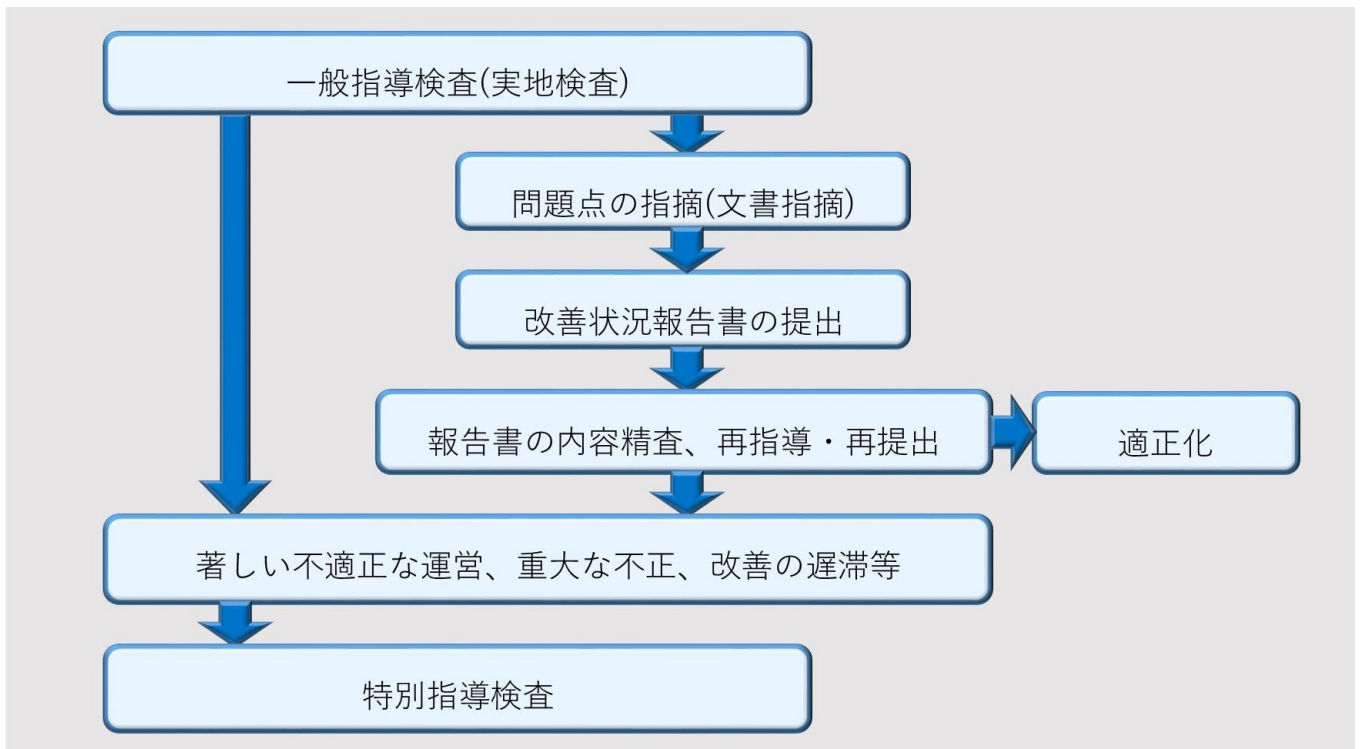
保育課…職員4名(施設の状況により、専門員を加える場合もある)

#### ③検査対象

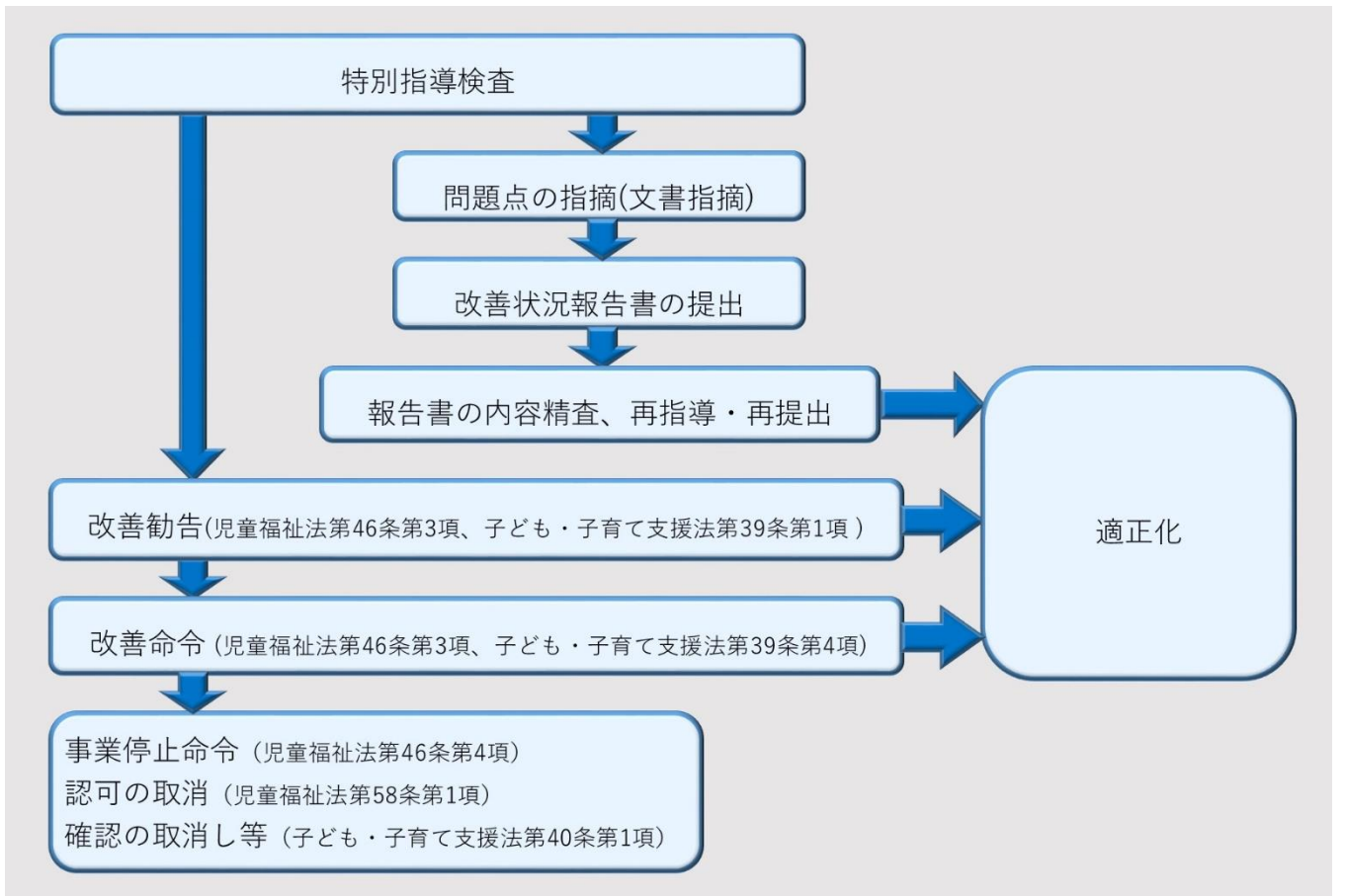
豊島区が所轄庁となる社会福祉法人のうち、保育所事業を行っている法人の中から福祉総務課が選定した施設

### 3. 指導検査の流れ

- 一般指導検査(児童福祉法第46条第1項、子ども・子育て支援法第14条第1項)



- 特別指導検査(児童福祉法第46条第1項、子ども・子育て支援法第38条第1項)



※明らかな不正・違反が認められる場合は、一般指導検査を経ずに特別指導検査から実施する場合があります。

## 4. 指導検査結果の公表

指導検査の結果は、翌年度、豊島区のホームページ上にて公表を行います。

### 【掲載箇所】

[豊島区ホームページ](#) > [子育て・教育](#) > [保育](#) > [保育施設に関すること](#)

> [保育施設の指導検査・監督に関すること](#)

> [認可保育所・地域型保育事業に対する指導検査について](#) > [過年度指導検査結果](#)

主な掲載内容は以下のとおり。

- (1) 施設名・設置者名
- (2) 指導検査実施年月日
- (3) 文書指摘事項の有無とその内容
- (4) 改善状況（改善状況報告書提出の結果）

※特別指導検査の実施や改善命令等があった場合についても、豊島区のホームページ上にて公表を行うことがあります。